

パブリックコメント手続結果

1. 意見を求めた事項：南相馬市いじめ防止等に関する条例（素案）
2. 意見等の募集期間：平成30年1月4日（木曜日）～1月31日（水曜日）
3. 意見提出者：2名（持参、メール）
4. 意見総数：12件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

	ご意見の概要	市の考え方
1	校内に先生や保護者と連携できる責任ある対応者を配置して、子どもたちと融和しながら、いじめの早期発見に対処するシステム（マニュアル作成）の構築を提案します。	スクールカウンセラーや学習支援員等を配置し、相談や心のケアなどの対応に努めているところですが、ご意見として承り、今後策定する市いじめ防止基本方針への参考とさせていただきます。
2	保護者ごとによる考え方の相違に対して、いかにすべきか。 いろいろな環境で育ってこれ方に、いかにして徹底するかではないでしょうか。もし、自分の子どもがいじめを受けて自死したり、自死にならなくても登校拒否やうつ病になったと判明した時の厳罰ありきを判ってもらふべきです。	いじめは決して許されない行為であることを、保護者会や学校・学級通信等により情報提供に努めるとともに、授業参観等においても道德等を通して、いじめ防止や人権教育についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。
3	いじめの防止等を図るための基本的な施策とはどういう施策か不明ですが、会（市連絡協議会・対策委員会、学校連絡協議会）ありきなどが。	いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等のための対策に総合的かつ効果的に取り組むとともに、協議会等を設置し、関係機関との相互連携により組織的にいじめの未然防止、早期発見、対処に取り組むこととしております。
4	「それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等に取り組む」、これがどこまでできるのか、本当に未知数ではないでしょうか。	関係者の連携のもと、子どもをいじめから守るという目的意識を共有し、お互いの特性を生かしながら共に力を合わせて活動することを意図しております。関係者が連携した取り組みについては今後策定する市いじめ防止基本方針に示してまいります。

	ご意見の概要	市の考え方
5	<p>通常時に組織する3つの会（市連絡協議会・対策委員会、学校連絡協議会）がありますが、このたびの悲惨な自死において、何か対策は施行されたのでしょうか。</p> <p>各会ごとにPDCAサイクルを廻せるマニュアル作りが必要です。</p> <p>実際は重大事態が発生して、市対策委員会が設置され、その結論によって通常時にフォローされるのですが、通常時に抜本的にやらなければならない対策を必ず励行できる会とならなければ意味がありません。</p>	<p>重大事態後、学校いじめ防止基本方針を見直し（いじめ事案、重大事態発生時のフロー追加等）、全教職員の共通理解のもといじめの指導にあたるともに、定期的ないじめアンケートや巡回指導、SNSの情報モラル講座等の実施し、いじめの未然防止、早期発見、対処に努めているところです。</p> <p>組織のあり方につきましては、今後策定する市いじめ防止基本方針に示してまいります。</p>
6	<p>いじめの早期発見対策は、今まで如何にされてきたのか。もし、早期発見された時、誤った対処をしないためのマニュアルはあったのでしょうか。</p> <p>早期発見のための措置が、今までの考え方ややり方を抜本的に変えなければ、いつまでたってもいじめは決してなくなると私は強く思います。</p>	<p>平成26年度に学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に係る対策を実施しておりましたが、具体的な対処に係るマニュアルがありませんでした。</p> <p>重大事態後、本基本方針を見直し、いじめ事案や重大事態発生時の対応等を追加し、全教職員の共通理解のもと、いじめ防止等の指導にあたるともに、定期的ないじめアンケートやスクールカウンセラー等との相談により、いじめの早期発見、早期対処に努めているところです。</p>
7	<p>それぞれの関係者の責務と役割について、マニュアル化したものがあるのでしょうか。また、各関係者の本音を聴取できるシステムを構築しなければならない。さらに、各関係者で解決できないもののフォロー作戦も構築しなければならない。</p>	<p>それぞれの関係者の責務と役割につきましては、今後策定する市いじめ防止基本方針に示してまいります。</p>
8	<p>県立高校の場合、南相馬市民はもちろんのこと、市行政、その他関係者が大いに立ち入って議論・決定できるのか。</p>	<p>県立高校につきましては県所管であり、県が策定した「福島県いじめ防止基本計画」に基づき、いじめ防止等の取組が進められているところです。</p>

	ご意見の概要	市の考え方
9	<p>(用語の定義)第2条(1)について</p> <p>「当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。」とありますが、私が見たネット上の意見や耳にした意見の中に、「本人が苦痛と言えはなんでもいじめになる」というものや、「本人が苦痛を訴えていないという理由でいじめと認められないケースがある」というものがあります。前者の意見については、どの程度の問題かを検証したり、当人同士の対話などの機会は必要であり、私はこの言葉を削除する必要性は感じませんが、後者の意見について例えば「苦痛を感じていない」という本人からの表現のみに頼って振るいから落とされる可能性を考えると、上手く表現できないお子さんや空気を読んで表現しないお子さんを救えない恐れがあると考えます。</p> <p>また、今まで市内で開催された複数の講演などにおいても、発達段階の早い時期に自分の気持ちを表現する言葉を獲得できていないケースも見受けられ、例えば「辛い」「悲しい」「悔しい」など苦痛を表現する言葉をうまく遣えない状況も考えられることから、第三者の視点で当人の苦痛を判断することも重要になると思います。</p> <p>「いじめ防止対策推進法」の定義通りではありますが、注釈として「通常苦痛を感じると判断されるものを含む」又は「(苦痛を)感じていると判断されるもの」などの()書きを検討いただきたいと思います。</p> <p>特に、幼少期の避難生活による、保護者にとって非日常の中で日常を過ごした子どもたちには、感情を共有する言葉を大人から聴いて獲得する機会に乏しいお子さんが、通常より多いのではないかとすることも想像できます。</p>	<p>「いじめ」に該当するか否かの判断については、表面的・形式的に行われることなく、いじめられた子どもの立場に立ち、周囲の状況を客観的に確認し、きめ細かな観察が必要であると考えております。このことから、教職員のいじめ認知に係る研修の充実、家庭や地域との連携を一層図るべく取り組んでまいります。</p> <p>なお、注釈につきましては、法及び国・県の基本方針で示されているとおり、現行どおりの表現としたいと考えております。</p>

	ご意見の概要	市の考え方
10	<p>(子どもの役割) 第8条第2項について</p> <p>「互いの人格を尊重するよう努めるものとする」となっていますが、尊重されるべきものは人格ではなく「人権」とされるべきだと考えます。いじめ防止対策基本法の目的(第一条)にも「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあることに鑑み」とあり、個々のケースについて優先順位の高いものから対応を急ぐ必要性を考えると、人格ではなく「人権」を尊重することを強調した方が良いと思います。また、人権を尊重できれば、人格を尊重することを包括すると思います。</p> <p>子どもに、日常会話でもあまり用いられていない「人権」を理解させることについては、すでに、命に関わる「権利」という言葉をわかりやすく伝えながら、いじめだけでなく大人からのもの等も含む幅広い暴力から、子ども達自ら考え行動できるようにと活動している団体があり、決して子どもにとって理解が難しい文言ではありません。</p>	<p>子どもはお互いの人格(人間性)の違いを認め、他者に対して思いやり、支えあうことで絆を深め、健全な人間関係を築いていくよう努めることを定めており、県の基本方針で示されているとおり、現行どおりの表現としたいと考えております。</p> <p>なお、人権教育については、学校の教育活動全体を通じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分と他者の存在を等しく認め、お互いを尊重する態度を養う指導を行っているところです。</p> <p>人権教育の充実につきましては、今後策定する市いじめ防止基本方針に示してまいりますので、ご理解をお願いします。</p>

	ご意見の概要	市の考え方
11	<p>(学校の責務)第6条第2項について</p> <p>相手の「立場」を尊重するということの「立場」には様々なものが想定され、力関係がすでにある場合は、力ある立場を尊重するべきといった意味にも利用できると考えられます。この部分についても「立場」ではなく「人権」または「基本的人権」等としていただきたいと思います。</p> <p>また、この項目の内容が加害者側から、被害者または被害者になり得る者(がすでに想定され)に対してのものに読み取れますが、いじめをなくす又は早期に何らかの対応が行われる必要性を考えた場合、いじめられる側の力(抵抗するというよりは助けを求める力)も必要とされるため、相手だけでなく「自分自身や相手の人権を尊重する教育活動の充実につとめる」ことが推進されるようであってほしいと思います。</p> <p>いじめ防止対策推進法第三章 基本的施策に「児童等の豊かな情操と道徳心を養い」「全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を」といった記述があり、道徳教育の推進が図られることで十分であるとされる場合はこの2項の内容で対応できると言って良いのだと思いますが、「道徳」は複雑な人の心の内を学ぶには不十分であり、豊かな感情を体験・表現することのない段階で規範を守ることが中心となりがちな「道徳心」を植え付けることは、「育む」ことから遠ざかり一方的な「押しつけ」にもなり、目の無いところでの陰湿ないじめを強化することにもつながる印象を強くし危険を感じます。</p>	<p>相手の立場を尊重することは、自分自身や相手の「人権」を尊重することも考慮しておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、「道徳」につきましては、小学校は平成30年度、中学校では平成31年度から教科化されることから、児童生徒自らが道徳性を高め、発達段階に応じて規範を守ること(道徳的判断力)だけではなく、共感や感動に基づく道徳的心情を育めるよう取り組んでまいります。</p>

	ご意見の概要	市の考え方
12	<p>(市民の役割) 第9条について</p> <p>市民等の見守りや声かけによって「健全」に過ごせることも大事ですが、殊にいじめや暴力の問題に関する条例では、まずは「安全」に過ごすことを優先されるものであってほしいと思います。よって、「子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境」という部分について「子どもが心身ともに安全に過ごすことができる環境」としていただければと思います。</p> <p>「健全」という言葉を使用する場面には、例えば、個人に対して過度な運動量に耐えることや、他人の言うことを素直(=そのまま)に聞いて行動することを要求する場合もあり、殊に、いじめの対象になりやすいとイメージする子どもの一部には「健全に」という市民の取り組みやメッセージが、いじめと思える行為に耐えることを強いる場合も考えられます。</p>	<p>子どもの心身の健やかな成長を表すため、現行どおりの表現としたいと考えております。</p> <p>なお、いじめは決して許される行為ではないことを踏まえ、市民等の取組の必要性や普及啓発につきましては、今後策定する市いじめ防止基本方針に示してまいります。</p>